

煙石博さんは無実です

煙石博さんの高裁控訴審第一回公判は5月27日(火) 午後2:00、広島高等裁判所(高麗邦彦裁判長) がありました。

公判後に、開いた記者会見では、



左から 司会者 煙石博さん 主任弁護人久保豊年弁護士 北村明彦弁護士
広島弁護士会館にて

冒頭、煙石博さんは『私は無実です』と



私は広島銀行大河支店で66,600円をとったとされていますが、全く身に覚えがありません。

私は無実です。裁判所の判断は冤罪です。地裁で有罪になりました。

善良なる一市民が、身に覚えのない罪を着せられる冤罪。こういう不幸は、法治国家としてあってはなりません。私はお金をとっていないのに、刑事は逮捕状もなく、「防犯ビデオに証拠が映っている。」と言って逮捕し、南警察署に勾留しました。取り調べでは、はじめから私を犯人と決めつけ、自白を迫られました。検察では私がお金をとっていないと、訴えても聞いてくれず、ひたすら示談を勧められ28日間も勾留されました。裁判所では確たる証拠もないのに推認により有罪にされました。私は無実です。

私は今までに警察、検察、裁判所に対して、これほどの不信感をもった事はありませんでした。

今は、警察、検察、裁判所に、大きな不信感と、激しい憤りを感じております。

と表明しました。（詳しくは別紙を参照下さい）

主任弁護人久保豊年弁護士は



この事件、裁判の概要 の報告をされました。

この事件は

広島銀行大河支店内で66,600円が入っていたとされる封筒が置かれていたのは記帳台です。防犯カメラの映像はいろんなところから撮られていますが、防犯カメラの映像をみると被害者のAさんが封筒とほかの物とを記帳台に置き、封筒だけを忘れて行った。そういう情景が映されているんですね。次に現れたのが煙石さんです。そこに封筒があったとされているんですね。Aさんが封筒を忘れ、次に記帳台に近づいたのは煙石さんです。そして煙石さんが離れますね、次に近づいたのは広銀のBさんですね。この方は案内係で銀行内をうろうろされている方です。その封筒を発見しました。その封筒をカウンターの女子行員に渡しています。忘れ物ですと。女子行員の方はそれを受取ってすぐ引出しに入っています。ですから、接触出来る可能性があったのはAさん、煙石さん、銀行員のBさん 受け取った女子行員の方、以上4名の方だけです。Aさんが無くなつたと騒ぎ出したのだからAさんが盗るわけがない。次にBさん、Bさんは発見してすぐに封筒を渡している防犯カメラの映像があるので、盗るわけはないでしょう。女子行員の方もすぐ引出しに入れています。これも映像に映っています。消去法をしていいって煙石さんが犯人だと。こうなっているんですね。一審の判決はそうなっています。この消去法によって犯人を特定するのは、非常に怖いですね。なぜかというと、煙石さんが盗ったという証拠を積極的に認定するわけではない。盗れる可能性があつた人、この人は違うだろう、この人は違うだろう、と特定するということは極めて冤罪が多く発生する手法ですね。これを一審判決がやっていることが非常に杜撰だと思います。それで、煙石さんは本当に封筒に接触したのだろうか？ そういうところが争点です。もし接触していないとな

れば、それは抜き取る可能性がなくなるのですから・・・。接触したんだろうか・・と疑問を持ちました。しかし、映像は極めて不鮮明でした。一昔前の防犯カメラの映像なので、極めて雑な映像です。誰なのか、顔も判明出来ない・・・雑です。ギザギザしている映像です。これを生で見ただけでは判らない。この映像を生で見ただけで判断したのが一審の裁判官です。弁護人はきちんとこの映像をクリア化すべきだ。解析すべきだ。ということを言ったんですが、一審の裁判官は相手にしませんでした。なんと検察官は「解析は不能だと、科学捜査研究所に問合せたところ、カメラ映像の解析は不能だと、回答があった」と言って、嘘を言って妨害しているんです。そこで、一審判決が有罪になったので、弁護側で法科学鑑定所に、鑑定を専門にしている会社に、この映像解析を依頼しました。その鑑定書を作成しました。その鑑定結果は、なんと『煙石さんはその封筒が置かれた位置に、一切 手は触れていない』ことが判明しました。

弁護側は今日の法廷で、この鑑定書を証拠として提出しました。

煙石さんが「封筒に手を触っていないことは明らか」と改めて無罪を主張、これを受け、裁判長は次回 7月 8 日（火）15：00 に鑑定書を作成した鑑定人を証人として呼び、証人尋問することになりました。

主任弁護人久保豊年弁護士は

最後に、今回の裁判で警察、検察をチェックしましょう。チェック出来るのは皆さんです。皆さんしかいません。皆さんのが目を瞑った瞬間に暴走します。いろんな暴走事件がありますよね。あれは皆さんがチェックを怠っているからです。と思います。すみません。ちょっと生意気なことを申しまして、ということで、報告は終りました。

次回公判を注目しましょう。

煙石博さんの高裁控訴審第二回公判は7月8日(火) 午後3：00～4：30 広島高等裁判所(高麗邦彦裁判長)であります。鑑定書を作成した鑑定人の証人尋問です。

情報

高裁控訴審第一回公判と公判後に開いた記者会見を傍聴した人のブログを紹介します。

情報①

楽農楽写乙初傍聴

<http://rakunourakusha64.blog.fc2.com/blog-entry-120.html>

初傍聴

情報②

デジタル鹿砦社

広島の元アナウンサー窃盗「冤罪」事件の控訴審がスタート

<http://www.rokusaisha.com/blog.php?p=4033>

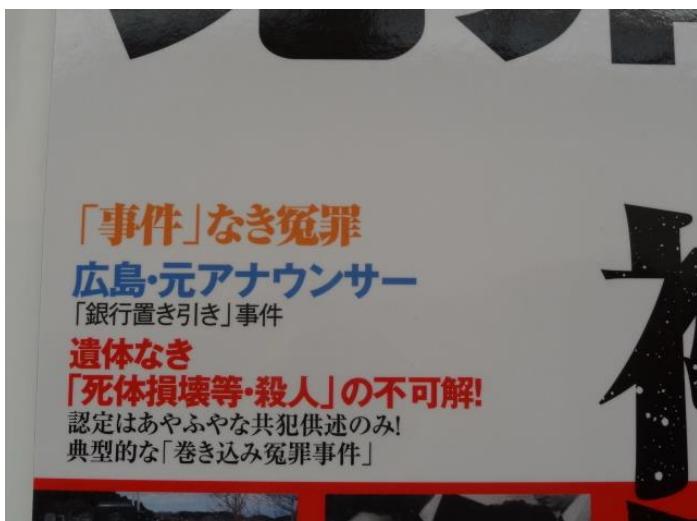
情報③

冤罪File(5月28日発売) 定価780円(税込)

に、ルポライター片岡健さん執筆の

「事件」なき冤罪広島・元アナウンサー「銀行置き引き」事件

として、煙石博さんの冤罪事件が、掲載されました。



冤罪Fileについては

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%86%A4%E7%BD%AAFile>

参照下さい。

出版社 希の樹 出版

発売元 ケーズ・パブリッシング

03-6273-2581

5月27日 現在

現在、「煙石博さんの控訴審の公正な裁判を求める請願署名」は、

署名用紙数 331枚 署名の数 1546名を集計しています。

今後ともよろしくお願いします。

私は無実です！

私は広島銀行大河支店で 66,600 円をとったとされていますが、全く身に覚えがありません。

私は無実です。裁判所の判断は冤罪です。地裁で有罪になりました。

善良なる一市民が、身に覚えのない罪を着せられる冤罪。こういう不幸は、法治国家としてあってはなりません。

私はお金をとっていないのに、刑事は逮捕状もなく、「防犯ビデオに証拠が映っている。」と言って逮捕し、南警察署に勾留しました。取り調べでは、はじめから私を犯人と決めつけ、自白を迫られました。検察では私がお金をとっていないと、訴えても聞いてくれず、ひたすら示談を勧められ、28日間も勾留されました。裁判所では確たる証拠もないのに推認により有罪にされました。私は無実です。

私は今までに警察、検察、裁判所に対して、これほどの不信感をもった事はありませんでしたが、今は、警察、検察、裁判所に、大きな不信感と、激しい憤りを感じております。

事の顛末を話しますと、おととしの 2012 年 9 月 24 日、朝 9 時過ぎに、私がいつも利用している自宅近くの広島銀行大河支店に行きました。

それから半月以上もたった、10 月 11 日の朝 9 時半頃、突然、刑事二人が私の家にやってきて、「9 月 25 日に広島銀行大河支店に行ったか？」と聞かれました。私は退職金も広銀大河支店に入れて、信託等でも、おつきあいで預けたり、私の年金等の入金窓口にしていましたので、よく出入りしておりましたが、半月以上も前のことでしたので、全く記憶にありませんでした。

通帳を出してみると、9 月 24 日に 500 万円を払い出した記録がありましたので、「9 月 24 日に行っている。」と言うと、刑事は、「あ～、9 月 25 日じゃなかった。24 日だった。」と訂正しました。

そう言えば、その 500 万円は、少し前に、大手銀行から広銀大河支店に振り込んでもらっていたものです。年金保険か火災保険の前納に充てることにして、その前の週の金曜日に、「来週、9 月 24 日（月）の 9 時過ぎに、500 万円を下ろしに行くので用意しておいて下さい。」と連絡したものだったと思い出しました。しかし 500 万円を下ろしたことは思い出しましたが、それ以外は記憶がほとんど残っていませんでした。

刑事は「人が忘れた封筒をとって、ATM の所に行って、そのあたりで、左手でお金だけぬき取り、左の胸のポケットにねじこんだ。防犯ビデオに証拠が映っている。」と何度も言いました。

失礼な話で、先祖代々往んでいる、私が生まれ育った町の銀行で、また、町内会の知っている人が出入りもある所で、私が、そんな事ができるわけもありません。「そんなにとったと言うのであれば、証拠だという防犯ビデオをここで見せてくれ。ポラロイド写真にしてでもいいから、それを持ってきて見せてくれ。」と言うと、「ここでは見せられない。」などと 2 時間余り、とった、知らないで、激しいやりとりが続きました。

「南署まで来い。」と言うので、私はこわくなつて、「それなりのものを（つまり逮捕状を）持つて来ないと行かない。」と抵抗しましたら、刑事が背負ってきて、いすの上に置いていた大きなリュックサックの背中のチャックを開け、「逮捕状」と書いてある大きい茶封筒を見せただけで、書面は見せませんでした。もちろんそばにいた妻も見ていません。

その後「11 時 30 分、逮捕する。」と言って南署へ連行され、留置場に入れられました。

まず、警察では、取り調べは余りにも乱暴過ぎ、私を犯人だと決めつけたストーリーを作つており、私はお金をとっていないのに、刑事が作った「こうしてお金をとったのではないか」というひどい推測と、思い込みで、強引に話を進められました。私は、どうしても私を犯人にしようとしている強い意志を感じ、恐怖感を覚えました。

「防犯ビデオの映像は、だれが見ても、お前がとっている。やつたことを認めなければ裁判になって、法廷でビデオをみんなで見て、そのビデオがニュースに流されて、お前は恥をかくんだ！」などと、脅迫じみたことを言いながら、防犯ビデオは見せず、そうかと思うと「66,600 円の窃盗は大した事はない。初犯だから刑も軽い、人の噂も 75 日、すぐに忘れる。すぐ社会復帰できる。」と、自白を誘導し、さらには、「マスコミが報道したから、世間はお前を窃盗犯だと思っているんだ。・・・お前は頭がおかしいと思われるよ！」などと言つたり、机をたたいたり、すごんだりして、自白を強要されました。

検察では、私はとっていないと、一生懸命説明しましたが、検事は「とったか、とらんかは別にして、66,600円に色をつけて10万円位払えばすむことだ。」と、とにかく最初から示談の説得ばかりされました。次の日、その検事は、「ゆうべも、防犯ビデオを何度も見たが、あなたは、お金をとっている。」などと言って示談をすすめました。おかしい話です。もしとったというのなら、私が納得できる証拠をはじめから見せるべきではないでしょうか。取り調べの最後に、やっと防犯ビデオの一部を見せられましたが、もちろん、お金をとっているところはありませんでした。

私は無実なのに、南署の留置場に28日間も勾留され、起訴されました。2012年おととしの12月5日から裁判が始まって1年近くかかる、去年11月27日に、信じられない有罪判決がでました。

もともと、刑事が、「確たる証拠がビデオに映っているんだ。」と言って逮捕したのに、ビデオをなかなか見せず、裁判では、ビデオのクリア化を申し出ても拒否されました。

さらに、証拠品の封筒には私の指紋がついていませんでした。しかも、刑事が、「左手で左胸のポケットにお金をねじこんだ。」と決めつけたシャツは、ポケットがないシャツだと主張したのに、それを聞き入れてくれず、一番、疑問に思うことは、「封筒にお金が入っていなかったのでは。」と、はじめから何回も刑事に言っていたのに、「もう調べてある。」と言って、取り上げてくれなかつたことです。

納得のいかないことばかりです。すべて、むこうの思い込みと、決めつけで、私は有罪にされてしまいました。許せません！　こんな無茶苦茶な話はありません！　納得できません！

最初から一貫して、乱暴な、信じられない警察や検察の対応であり、裁判所に至っては、正義と真実を大切にする、神聖で崇高な所だと思っておりましたが、とんでもない事実誤認のまま、有罪とされました。私は無実です。

私は今までに、警察、検察、裁判所に対して、これほどの不信感をもった事はありませんでしたが、今は、警察、検察、裁判所に、大きな不信感と、激しい憤りを感じております。

高裁においては、それを払拭して下さる様な、真実と公明正大なる裁きをお願い致します。

2014年5月27日　煙石 博

以上